



相続放棄

法テラス八雲法律事務所 弁護士 森田 寛
(函館弁護士会所属)



■今回は、相続手続の中の「相続放棄」についてお話しします。相続が発生すると、亡くなられた方の財産を相続人が引き継ぐこととなります。財産として思いつくのは、預貯金、土地建物などの不動産、自動車などのプラスの価値があるものです。しかし、「マイナスの財産」、つまり借金についても「財産」であるため相続することになります。

■遺産を調べた結果、プラスの財産が多ければ、そこから借金を支払うことができますので、相続人の負担はありません。では、プラスの財産はほとんどなく、借金がたくさんある場合、相続人は、自分の財産で借金を返すしか方法は無いのでしょうか。

■このような場合、選択肢のひとつとして「相続放棄」という手続が用意されています。「相続放棄」を行うと、その人は初めから相続人にはならなかったとみなされます。このため、家庭裁判所で「相続放棄の申述」を行うことで、亡くなった方の借金を相続人が背負うのを防ぐことができるようになります。ただし、相続放棄をする場合には、次の点に注意が必要です。

■一つ目は、相続放棄をすると、預貯金などのプラスの財産を受け継ぐ権利も放棄したことになる点です。亡くなった方の財産が、プラスのものどマイナスのものどいずれもあつた場合には、相続放棄をするかどうかは慎重に判断する必要があります。

■二つ目は、相続放棄ができるのは、原則として、相続人が「相続開始があつたこと」を知った時から「3か月以内」とされている点です。身近な人が亡くなると慌しくなるため、なかなか相続のことを考えている余裕がありません。気が付くと、この「3か月」の期間が過ぎてしまつていた、というケースも非常に多いので注意する必要があります。

■最後に、相続放棄を一度行くと、原則として撤回はできません。借金の調査に時間がかかるような場合は、「3か月」の期間の延長を家庭裁判所に申し出る制度も用意されています。

■さて、当事務所では、みなさまからの法律相談を承っております。一定の資力要件を充たす方であれば、3回まで無料の法律相談を承ることもできます。お気軽にご相談ください。相談予約のお電話は、「法テラス八雲法律事務所」(050-33383-8366)までお寄せくださいませ。

八雲警察署からお知らせ

北海道警察官募集中
「あなたにしかできない仕事がある」
ここに



第2回試験受付中

8月18日(金)
午後5時30分まで



夏の交通安全運動の実施
運転はゆとりとマナーの二刀流

夏の交通安全運動は
7月13日(木)から22日(土)の
10日間実施されます

夏の交通安全運動
7月13日(木)～7月22日(土)

< 交通事故防止のために >

- 1 スピードは控えめに!
- 2 交差点での安全確認の徹底!
- 3 飲酒運転の禁止!
- 4 自転車はヘルメット着用を!



北海道警察



【問い合わせ先】 函館方面八雲警察署 ☎0137-64-2110